

各就労系障害福祉サービス事業所 管理者 様  
各相談支援事業所 管理者 様

健康福祉局障害福祉部障害者支援課長

「平成29年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する  
Q&A（平成29年3月30日）」の取扱いについて（通知）

みだしのことにつきまして、下記のとおり本市の取扱いの変更を行うこととしますので、よろしくご配慮いただきますようお願いいたします。

記

1 就労系障害福祉サービスの休職期間中の利用

(1) 対象者要件

一般就労している障害者が休職した際、以下の①～③の要件をいずれも満たす場合は、本市の就労系障害福祉サービスの支給決定を行うことができるものとする。

- |   |
|---|
| ① 当該休職中の障害者を雇用する企業及び医療機関による復職支援（例：リワーク支援）の実施が見込めない、又は困難である場合    |
| ② 当該休職中の障害者が復職を希望し、企業及び主治医が、復職に関する支援を受けることにより復職することが適当と判断している場合 |
| ③ 当該休職中の障害者にとって、適切な就労系障害福祉サービスが受けられる場合                          |

(2) 対象サービス

就労移行支援、就労継続支援A・B型

(3) 申請手続き等

区 分	内 容
申請書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支給申請書</li> <li>・受給者証（現に支給決定又は地域相談支援給付決定を受けている場合）</li> <li>・サービス等利用計画案（又はセルフプラン）</li> <li>・「休職期間中の就労系障害福祉サービス利用に係る申立書」【別紙1】 （本人申立が困難な場合、親族等の申立でも可とする。）</li> <li>・「復職支援プログラム概要」【別紙2】（障害福祉サービス事業所作成）</li> </ul>
認定調査	必要。（前回の調査結果が残っており、本人の状態等が大きく変化していない場合は不要。）
支給期間	1年間 ※休職期間が1年以上の場合は、必要に応じて更新可。 ※復職支援プログラムの期間が6月の場合等、必要な期間を設定。
暫定支給決定	必要（就労継続支援B型は除く）
報告書	「休職期間中に係る就労系障害福祉サービス実施報告書」【別紙3】 ※サービス提供終了後、すみやかに区役所等へ提出すること。

(4) その他

- ・休職中に就労移行支援等を経て復職し、就労継続期間が6月経過した場合は就労定着支援の利用（3年）が可能となる。
- ・なお、就労定着支援を利用中に休職した場合、休職中の支援は就労定着支援が行うこととなるため、今回の取扱い変更による就労移行支援等の利用は不可とする。

## 2 就労移行支援の大学在学中の利用

(1) 対象者要件

大学（4年生大学、短期大学、大学院、高等専門学校等）在学中の卒業年度に、以下の①～③の要件をいずれも満たす場合は、本市の就労移行支援の支給決定を行うことができるものとする。

① 当該障害者が在学中の大学による就職支援の実施が見込めない、又は困難である場合
② 当該障害者の大学卒業年度であって、卒業に必要な単位取得が見込まれており、就労移行の利用に支障がない場合
③ 当該障害者にとって、適切な就労移行支援が受けられる場合

(2) 対象サービス

就労移行支援

(3) 申請手続き等

区 分	内 容
申請書類	・支給申請書 ・受給者証（現に支給決定又は地域相談支援給付決定を受けている場合） ・サービス等利用計画案（又はセルフプラン） ・「大学在学中の就労移行支援利用に係る申立書」【別紙4】 （本人申立が困難な場合、親族等の申立でも可とする。） ・「就職支援プログラム概要」【別紙2】（就労移行支援事業所作成）
認定調査	必要。（前回の調査結果が残っており、本人の状態等が大きく変化していない場合は不要。）
支給期間	最大1年間（※卒業年度の3月31日まで）
暫定支給決定	必要
報告書	「大学在学中に係る就労移行支援実施報告書」【別紙5】 ※サービス提供終了後、すみやかに区役所等へ提出すること。

## 3 支給期間

平成31年4月1日以降とします。

なお、サービスの利用申請は、通知日以降受付可能です。

## 4 その他

様式はウェルネットなごやからダウンロードしてご利用ください。

## 5 参考

「平成29年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A（平成29年3月30日付）」

<抜粋>